

平成30年度 第 1 号

日本遺産 忍びの里魅力発信・普及啓発業務委託

契約候補者選定のための公募型プロポーザル実施要領

忍びの里伊賀甲賀忍者協議会

**【担 当】**

滋賀県甲賀市水口町水口 6053  
甲賀市役所 観光企画推進課  
電話 0748-69-2191  
FAX 0748-63-4087

**「日本遺産 忍びの里魅力発信・普及啓発業務委託」契約候補者選定のための公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）**

**1. 業務の背景とプロポーザルの目的**

本要領は、忍びの里伊賀甲賀忍者協議会（以下「協議会」という。）が日本遺産の認定を受けた「忍びの里 伊賀・甲賀 リアル忍者を求めて」のストーリーに基づき、構成文化財の歴史や忍者を生み出した伊賀・甲賀地域の風土、習慣、催事等を見つめなおし、調査したリアルな忍者の本質をそれぞれの市民や事業者、関係団体等へ周知し市民参画の機運を高め、その高まりから市民を中心とした観光まちづくりを誘導し、交流人口の拡大や地域内消費額の向上を促進することを目的とした事業を展開する。

また、業務委託の契約候補者を決定するにあっては、価格だけの決定ではなく、協議会の設立趣旨や日本遺産認定事業の趣旨を理解した事業者ならびに業務責任者の実績、技術力、企画力等を確認するためにプロポーザルを行うこととし、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した企画提案書等の内容及びヒアリングの状況をもって、協議会が最も高く評価したプロポーザル参加者を契約候補者として決定する。

**2. 業務委託の概要**

- (1) 業務番号 平成30年度 第 1 号
- (2) 名称 日本遺産 忍びの里魅力発信・普及啓発業務委託
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期限 平成31年3月25日（月）
- (5) 契約上限額 契約金額の上限は、4,086,720円（消費税相当額を含む。）とする。

**3. プロポーザルの方式及び参加資格要件等**

(1) プロポーザルの方式

公募型

(2) 参加資格要件

プロポーザルに参加するためには、このプロポーザルの公告した日を基準日として次に掲げる伊賀市又は甲賀市で記載する要件をすべて満たしている者であること。

① 伊賀市

ア 平成30年度の入札参加に有効となる伊賀市入札参加資格審査申請書（物品等）（以下「伊賀市指名願」という。）を提出し受理された者であること。

イ 前項アで記載するプロポーザル参加者については、委任先を置かない場合の本社もしくは本店又は委任先を置く場合の支店、支社もしくは営業所の所在地は三重県内にあること。

ウ 前項アで希望している業種は次のいずれかであること。

- ・大分類 調査検査業務 中分類 計画策定・コンサルティング
- ・大分類 広告 中分類 広告代理・企画
- ・大分類 広告 中分類 イベント企画・運営
- ・大分類 その他業務 中分類 旅行業

② 甲賀市

ア 平成30年度の入札参加に有効となる甲賀市入札参加資格審査申請書（物品役務等）（以下「甲賀市指名願」という。）を提出し受理された者であること。

イ 前項アで記載するプロポーザル参加者については、委任先を置かない場合の本社もしくは本店又は委任先を置く場合の支店、支社もしくは営業所の所在地は滋賀県内にあること。

ウ 前項アで希望している業種は次のいずれかであること。

- ・分類 調査 業種区分 行政計画立案に関する調査・分析・確認・コンサルティング
- ・分類 広告・企画 業種区分 広告・企画

(3) プロポーザルに参加するための伊賀市・甲賀市の共通の要件

プロポーザルの参加資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないもののほか、客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

② 次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 役員等（プロポーザル参加者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、プロポーザル参加者から協議会との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

③ プロポーザルの公告日から契約を締結するまでの期間に、次のいずれかの要件に該当しないこと。

ア 伊賀市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けている者

イ 甲賀市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けている者

④ 共同企業体による参加でないこと。

⑤ 次のア～エにかかる資本関係又は人事面で関係のある事業者が参加していないこと。

ア 会社法第2条第4号の規程による親会社

イ 会社法第2条第3号の規程による子会社

ウ 会社法第2条第4号の規程による親会社の他の子会社

エ 役員等（代表取締役、取締役（社外含む。）、執行役員（代表執行役員含む。）が兼任している会社

⑥ プロポーザル参加者は、プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定）もしくは情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS（ISO/IEC27002 一般財団法人日本情報処理開発協会認定）認証のいずれかを取得していること。

(4) 参加資格の確認

参加資格の審査結果は、参加表明書の提出者すべてに対し書面により通知します。なお、参加資格を有しない旨の通知を受けた事業者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内に書面により説明を求めることができる。

説明の求めがあった場合は、説明の求めがあった翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

#### 4. プロポーザル審査にかかるスケジュール

(1) プロポーザルを公告した日（基準日）	平成30年10月 1日（月）
(2) 公告にかかる質疑書の受付期間	平成30年10月 2日（火） ～ 平成30年10月 9日（火） 正午
(3) 公告にかかる質疑回答日（最終）	平成30年10月12日（金）
(4) 参加表明書の提出締切日	平成30年10月17日（水）
(5) 参加資格審査結果通知発送	平成30年10月24日（水）
(6) 仕様書にかかる質疑書の受付期間	平成30年10月 2日（火） ～ 平成30年10月23日（火） 正午
(7) 仕様書にかかる質疑回答日（最終）	平成30年10月25日（木）
(8) 企画提案書等の提出締切日	平成30年10月31日（水）
(9) プレゼンテーション通知発送	平成30年11月 5日（月）
(10) プレゼンテーション実施日	平成30年11月12日（月）
(11) 企画審査結果通知	平成30年11月19日（月）
(12) 契約予定日	平成30年11月21日（水）

#### 5. 公告ならびに仕様書にかかる質疑受付及び回答

本実施要領及び仕様書等に関し不明な点がある場合は質疑書（様式3）をFAX送信すること。

(1) 質疑書の受付期間	公告	平成30年10月 2日（火） ～ 平成30年10月 9日（火） 正午
	仕様書	平成30年10月 2日（火） ～ 平成30年10月23日（火） 正午
(2) 提出方法	質疑書を甲賀市観光企画推進課までFAXにて送信すること。 送信する際は、質疑書にプロポーザル参加者の捺印のうえFAX送信することとする。※担当者印は不可とする。	
(3) 回答方法	提出された質疑の回答は、甲賀市ホームページ上で随時回答する。なお、質疑の最終の回答期日は以下のとおりとする。 公告にかかる質疑回答日（最終） 平成30年10月12日（金） 仕様書にかかる質疑回答日（最終） 平成30年10月25日（木）	
(4) 提出先	甲賀市産業経済部観光企画推進課 Fax：0748-63-4087	

#### 6. 参加表明書及び企画提案書の提出

参加表明書及び企画提案書の提出については以下のとおりとする。

(1) 提出期限	参加表明書	平成30年10月17日（水）
	企画提案書	平成30年10月31日（水）
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分の間とする。 ※提出期限の受付時間中に提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。
(2) 提出書類	提案書等提出書類一覧（別紙1）による。	
(3) 提出部数	提案書等提出書類一覧（別紙1）による。	
(4) 提出方法	持参又は郵送（提出期限内必着）による。	
(5) 提出先	甲賀市産業経済部観光企画推進課 〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053	

#### 7. プレゼンテーションの実施等

(1) プレゼンテーションの実施	選定委員会にて、プレゼンテーションを実施し、審査の結果、総合得点の最も高いプロポーザル参加者を契約候補者として選定する。
------------------	--

項目名	注意事項等
日時・会場	平成30年11月12日(月) ※時間、会場等は、別途通知する。
所要時間	15分以内(質疑回答を含む)とする。
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出した業務実施体制、類似業務実績、企画提案書等の内容を、10分以内で説明すること。</li> <li>説明後に、選考委員からの質疑を行う。(質疑時間は、約3分とする。)</li> </ul>
説明員	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明及び質疑への回答は、契約締結後に当該業務の主たる担当者となる者が行うこと。</li> <li>会場への入室は、3名以内とする。</li> <li>会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないこと。</li> </ul>

## 8. 審査項目及び評価点

### (1) 事務局審査

価格審査項目	評価点
見積金額	40点
合計	40点

### (2) 企画提案審査

企画提案審査項目	評価点
業務の受注実績	20点
業務実施体制	15点
企画提案書	35点
合計	70点

## 9. 審査方法

- ① 選定委員会  
7名をもって選定委員会を設置し、各選定委員がそれぞれ審査を行う。
- ② 審査方法は、審査項目の評価点数の合計点数にて競う「総合評価型」とする。
- ③ 価格審査項目の配点については、別紙2の評価基準に基づき40点を満点とする
- ④ 企画提案審査項目の配点については、別紙2の評価基準に基づき各選定委員の持ち点70点で、7名の合計490点を満点とし、選定委員会が評価点を算出する。総合得点は、価格審査項目と企画提案審査項目の合計530点を満点として、選定委員会が評価点数を算出する。

## 10. 審査結果

- ① 審査の結果、総合得点の最も高いプロポーザル参加者を最優秀提案者、その次に高い者を次点者として選定する。ただし、最高得点のプロポーザル参加者が複数ある場合は、選考委員会の議決により選定する。
- ② プロポーザル参加者すべてに、文書で結果を通知する。ただし、審査結果の異議の申し立ては受け付けない。

- ③ 前項の結果通知には、すべてのプロポーザル参加者、総合得点、見積価格を記載する。

#### 1 1. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合には、プロポーザル参加者を失格とする。

- ① 提出書類が提出期限後に到達したもの。
- ② 提出書類が揃っていないもの。
- ③ 提出書類に虚偽の記載があったもの。
- ④ 提出書類が実施要領及び仕様書に示された条件に適合しないもの。
- ⑤ 見積額に消費税相当額を加算した額が「2. 業務委託の概要 (5) 契約上限額」に定める4, 086, 720円を超える記載があったもの。
- ⑥ 本要領に定められた以外の方法により、選定委員会委員及び関係者に対しプロポーザルに関する援助等を直接的又は間接的に求めた場合。
- ⑦ プロポーザル参加までの間において、「3. プロポーザルの方式及び参加資格要件等」に掲げる要件を満たさないことが明らかとなった場合。
- ⑧ プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

#### 1 2. 契約の締結

契約書に調印し、契約を締結する。

なお、契約候補者が契約締結までに「3. プロポーザルの方式及び参加資格要件等」に掲げる要件を満たさないことが確認された場合や事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、採点結果が次点の者から順に繰り上げるものとする。

#### 1 3. 参加の辞退について

プロポーザルの参加を辞退する者は、辞退届（様式8）を提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退による不利益は生じない。

#### 1 4. 留意事項

- ① プロポーザルに参加する費用は、全てプロポーザル参加者の負担とする。
- ② 提出書類で用いる言語は、日本語、通貨は日本円とする。
- ③ 提出後の提案書等の修正等は、一切認めないものとする。
- ④ 協議会が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等を必要とする場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用する事ができるものとする。
- ⑤ 本案件に係る情報公開の請求は「1 5. 本件担当」を窓口とし、甲賀市情報公開条例を準用し、提出書類を公開する場合がある。
- ⑥ 様式5、6で提出する責任者ならびに担当者において、プロポーザルの実施日から契約締結までの間で予期せぬ事故等により当該業務に従事できなくなった場合、同等の業務実績を有する責任者ならびに担当者への変更をもって契約を認めるものとする。
- ⑦ 提出書類は一切返却しない。

#### 1 5. 本件担当

本業務に関する問い合わせ先及び担当は、次のとおりとする。

甲賀市産業経済部観光企画推進課 三鼓（みつづみ）、竹下  
〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053

電 話：0748-69-2191

F A X：0748-63-4087

e-mail：koka10352000@city.koka.lg.jp